

2025年2月28日

各 位

大阪府中央区瓦町三丁目5番7号
株式会社アドバンスクリエイト
代表取締役社長 濱田 佳治
(コード番号: 8798 東証プライム、福証、札証)
(連絡先) 取締役 総合企画部長 岡田 俊哉
電話 06-6204-1193

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、近畿財務局に提出いたしました第25期(2020年9月期)から第28期(2023年9月期)の内部統制報告書、及び本日近畿財務局に提出いたしました第29期(2024年9月期)の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備があり、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、第25期(2020年9月期)から第28期(2023年9月期)の内部統制報告書の訂正報告書の提出につきましては、2025年2月28日付「内部統制報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

(1) 保険代理店事業における代理店手数料売上の計上にかかる不備

当社は、保険代理店事業における代理店手数料売上の計上方法として、将来受け取る代理店手数料の金額を見積り、その割引現在価値合計額を売上として計上する方法(以下「PV計算」といい、PV計算により計上された売上が「PV売上」という。)を採用しておりますが、当事業年度において、当社の会計監査人である桜橋監査法人より、PV計算の結果の一部について実態との乖離が見られるため、見積りの再検証が必要であるとの指摘を受けました。そのため当社は2024年7月4日に、社外の独立した第三者である弁護士及び社外監査役から構成される調査委員会を設置し、事実関係の解明、発生原因及び問題点の調査分析を行ってまいりました。当社は、調査委員会から調査報告書及び追加調査報告書を受領し、当社においてPV計算の見積り誤りにより、過年度を含む売上高の計上誤りがあったことが明らかになりました。

これを踏まえ、当社は、過年度の決算を訂正するとともに、2020年9月期から2023年9月期までの有価証券報告書及び2022年9月期第2四半期から2024年9月期第2四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出することとし、当該事象による財務報告に与える影響が大きく重要性が高いと判断し、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

当該不備は、会計上の不正や誤謬を防止するための内部統制が十分に機能していなかったことに起因しており、具体的な要因として以下を認識しております。

- ① PV 計算作業の環境の整備が十分でなかったこと
- ② 短期間での担当者の交代及び引継が不十分であったこと
- ③ PV 計算担当者において、決算確定までの時間的猶予が十分でない中、管理会計上の PV 金額推定額と同様の金額にならないとプレッシャーを感じていたとかがわれること
- ④ 担当者の申告に対して適切に検証する内部統制が十分に機能しなかったこと

上記の原因より識別された全社的な内部統制、決算・財務報告プロセス及び業務プロセスにおける不備の内容については、以下のとおりと考えております。

① 全社的な内部統制における不備

全社的な内部統制における PV 計算に係る体制整備の検証不十分

I. 統制環境の不備

- ・ PV 計算についての人員体制、マニュアル等の整備が不十分でありました。
- ・ PV 計算についての詳細ルールの策定や「営業収益計上細則」への記載等の体制整備が不十分でありました。

II. リスクの評価と対応の不備

- ・ PV 計算という高度・複雑な業務に対する情報収集・情報処理・検証体制等の対応体制が不十分でありました。

III. 情報と伝達の不備

- ・ PV 計算についてのマニュアル・チェック体制・引継ぎ等の整備が不十分でありました。

IV. モニタリングの不備

- ・ PV 計算結果についての検証・モニタリング体制の不足により、PV 計算記録が実態と異なるケースが看過されました。

② 当社の決算・財務報告プロセスにおける不備

I. 決算整理仕訳における次年度手数料計算に係る実在性の検証不十分

- ・ PV 計算についての情報収集・情報処理・検証体制の不足により、PV 計算記録が実態と異なるケースが看過されました。
- ・ PV 計算結果についての検証・モニタリング体制の不足により、PV 計算と事後的な入金結果の差異分析が不十分でありました。

③ 業務プロセスにおける不備

I. 売上請求管理プロセスにおける PV 計算に係る実在性の検証不十分

PV 売上についての情報収集・情報処理・検証体制の不足により、PV 計算記録が実態と異なるケースが看過されました。

II. 売上回収管理プロセスにおける PV 計算に係る実在性の検証不十分

PV 計算と事後的な入金結果の差異分析が不十分でありました。

(2) 連結子会社の株式会社保険市場における不備

連結子会社の株式会社保険市場において、当事業年度の末日後の会計監査の過程で、メディア事業及びメディアレップ事業の売上の一部について計上誤りがあったことが明らかになりました。当該誤りが財務報告に与える影響が大きく重要性が高いと判断し、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。全社的な内部統制、決算・財務報告プロセス及び業務プロセスにおける不備の内容については、以下のとおりと考えております。

① 全社的な内部統制における不備

I. 統制環境の不備

- ・収益認識の会計処理判断に必要な十分な情報が、経理部門に共有される仕組みの検証不十分
当該誤りは、広告掲載枠の確保・提供により履行義務が充足される取引の一部について、顧客との契約内容の変化に関する情報が営業部門から経理部門に適切に連携されず、根拠証憑が不十分であったため従来型の取引が継続しているものと誤認した結果、決算数値の確認手続が十分に実施されなかったことによるものです。注文書等詳細な取引の根拠証憑の検証体制が十分ではありませんでした。

② 決算・財務報告プロセスにおける不備

- ・決算処理事項に必要な情報を組織的に収集する仕組みの検証不十分
決算処理を行うにあたり、注文書等詳細な取引の根拠証憑の検証体制が十分ではありませんでした。

③ 業務プロセスにおける不備

I. 売上計上の会計処理における根拠証憑に係る検証不十分

- 売上報告及び売上計上の会計処理を行うにあたり、注文書等詳細な取引の根拠証憑の検証体制が十分ではありませんでした。

2. 事業年度末日までに是正できなかった理由

(1) 保険代理店事業における代理店手数料売上の計上にかかる不備

調査委員会からの調査報告書の受領が当事業年度末日後であったこと、是正すべき PV 計算の実態との乖離額の算定作業に時間を要したことから、当該開示すべき重要な不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

(2) 連結子会社の株式会社保険市場における不備

当事業年度末日後に判明した不備であったため、当該開示すべき重要な不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

(1) 保険代理店事業における代理店手数料売上の計上にかかる不備

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を十分に認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、調査委員会からの指摘・提言も踏まえ、以下の再発防止策を講じて適正な内部統制の整備・運用を図ってまいります。

(再発防止策)

① あるべき PV 売上の計上方法の整理及び PV 計算のための仕組みの再整備等

I. あるべき PV 売上の計上方法の整理等

- ・営業収益計上細則の改訂
- ・代理店手数料規程の管理・運用

II. PV 計算のための仕組みの再整備

- ・手数料計算システム及び運用の見直し

「エラーを発生させないシステムの検討」「エラーが発生した際の検証方法、修正作業の検証」

及び「内部監査室によるサンプリングチェック」等下記の基本的な考え方を基に手数料計算システム及び運用の見直しを進めております。

< 新手数料計算システムの構築の基本的な考え方 >

- * システムの高度化を推進し、手作業の介在する余地を可能な限り排除し、システムにより効率的かつ確実に正しい計算が行われる仕組みを再構築する。
- * 手作業での入力が必要な場合においては入力時のダブルチェックを徹底してミスを防止する。計算結果のサンプルチェックを実施し、検証することで入力値の適正性を担保する。
- * システムの高度化の前提として、PV 計算の基礎となる保険契約のデータベースや代理店手数料規程の検証を継続し、会計上の見積りの精度向上を継続的に行う。
- * システムエラー発生時の対応や、手数料規程や保険契約データの変更時の処理ルールを整備し、計算条件の変化が適切に PV 計算に反映できる仕組みを再構築する。
- * 決算時に PV 計算結果を検証する現状の仕組み（検証に使用する外部データや利用方法、業務内容と実施時期等）について、決算スケジュールとの関係での実行可能性も勘案して再検証し、より実効性のある業務手順への見直しを行う。

②. 適切な人員配置、情報共有

I. 担当者変更時の引継体制の整備

- ・ マニュアルの整備
- ・ 引継時のルールの周知、部門長による引継ぎ状況の確認の徹底

II. 組織及び人的体制の整備

- ・ PV 計算部門と経理部門における専門スキルと業務量に応じた適正な人員配置
- ・ 内部監査部門における内部監査や内部統制業務、他部門の各種業務に精通した人員配置

③ PV 計算担当者にかかるプレッシャーの排除

I. PV 計算手法についての見直し

PV 計算にあたって管理会計上の PV 売上推定額を使用しない運用

II. 決算確定までの時間的猶予の確保

従前は、手数料計算システムの基礎データとなる代理店手数料明細の入手時期が決算確定日の約 20 日前でありましたが、今後は PV 計算の基礎データについて早期入手が可能なデータの使用を検討しつつ、手作業の介在する余地を可能な限り排除し、システムにより効率的かつ確実に正しい計算が行われる仕組みを再構築いたします。

④ 監査法人とのコミュニケーション強化

PV 計算に限らず、難易度の高い会計処理を行うに当たっては、監査法人とのコミュニケーションをこれまで以上に密に行い、認識のギャップを生じさせない体制を構築いたします。

⑤ 担当者から申告があった場合に適切に検証する仕組みの整備

I. 担当者が上長に対して各種業務の報告・連絡・相談ができる環境の整備

- ・ 担当者と上長とのコミュニケーション強化
- ・ 社内のコミュニケーションツールの運用細則の策定

II. 申告方法の周知、機能強化

- ・ 「コンプライアンス規程」の周知
社内においてコンプライアンス違反を発見した場合の報告ルールを周知いたします。
- ・ スピークアップ制度（内部告発者保護制度）の周知・利用促進

社内においてコンプライアンス違反を発見した際に、何らかの理由により上司への通常の報告ルートでは迅速な問題の解決が図れない場合や、そのおそれがある場合のためにスピークアップ制度を導入し、社内と社外にそれぞれスピークアップ窓口を設けております。当制度の仕組みや利用方法について、また通報が通報者自身の不利益に繋がることがないことやスピークアップ制度に限らず、取締役、監査役に対して通報、相談できることをあらためて全社に向けて周知し、何かあった際に相談しやすい環境を整えます。

III. コンプライアンス違反等に係る申告を適切に検証する仕組みの周知、機能強化

「コンプライアンス規程」において、部門長は、部下よりコンプライアンス違反等不正が疑われる行為について申告があった場合、申告内容を確認のうえ、速やかにコンプライアンス担当部門へ報告することが求められております。また、部門長自身に係る事案の場合は、担当者はコンプライアンス担当部門に直接報告することになっております。報告を受けたコンプライアンス担当部門は、事実関係を調査し、別途規定する「コンプライアンス委員会規程」に基づき3ヶ月に1回開催のコンプライアンス委員会に報告を行う他、コンプライアンス委員会の内容を速やかに取締役会に報告しております。あらためて全社に仕組みや規程の内容の周知徹底を図るとともに、コンプライアンス担当部門と各部支店長との定期的な面談実施等コミュニケーションを密にし、当該仕組み及び規程が機能すべく体制を強化いたします。

⑥ 業務監査及び内部統制（J-SOX）監査の強化

I. 内部監査室における内部統制（J-SOX）監査を担当する人員の補強等

経理経験者の配置や監査に必要な財務会計知識・内部統制知識の習得を図る研修会等の実施

II. 内部統制（J-SOX）監査における各業務プロセスの不正リスクを勘案した視点での再検証

PV計算において、PV計算手法の見直しに関する検討に参加し、実効性のある統制を構築のうえ、あらためて監査範囲、頻度、対象等見直しを進めてまいります。特にシステム化が困難で人の手を介在させなければならない部分については、定期的かつ発生時ごとにルールを整備及び運用が適切であるか等モニタリングするとともに、PV計算結果及びPV売上について独自にサンプリングチェックし検証体制を強化いたします。

III. 発見的統制の強化、エラーや不備等を通じた間違いの早期発見、改善する体制の構築

IV. 定期的な社内アンケートの実施

会計処理に関する誤謬や不正の事実や兆候を早期に発見できるよう、内部監査室による定期的な社内アンケートを実施し、従業員の気付きや兆候情報を積極的に収集いたします。

⑦ コンプライアンスの推進

I. 会計コンプライアンスマインドの醸成・浸透

経理業務に関する規程や倫理規程、コンプライアンス規程等について、集合研修やCMS研修を適宜実施し、具体的かつ本質的な理解に繋げてまいります。

II. 定期的な啓発活動

・コンプライアンスチェックリストの実施

半期に1回、規程や潜在的なリスクの確認、コンプライアンス推進度合いの確認を目的として、コンプライアンスチェックリストによる定例報告と、回答結果を基にしたコンプライアンス担当部門からのフィードバック面談を実施しておりますが、各業務についてより細部まで確認できるよう質問項目を見直し、従業員が積極的にリスク感性を高められる組織風土を形成しコンプライアンス推進を活性化させます。

・コンプライアンス通信の発行

従業員のコンプライアンス意識の向上、不備事案の共有、関連法令や規程の周知を目的に発行しているコンプライアンス通信の発行頻度を高め、従業員の当事者意識の向上と本質理解に繋がります。

Ⅲ. 各種事案発生時の指導

当社では事務過誤やお客様の声等、各種不備事案発生時、当事者に対して反省と再発防止を促すための指導や面談を実施しておりますが、該当事案のみならず対話型のコミュニケーションを通じて、土台となるコンプライアンスマインドや倫理観の醸成に繋がられる指導を行います。

⑧ ガバナンス体制の強化

I. 取締役会の機能強化

・リスクマネジメントの観点についての強化

PV 計算に限らず財務会計上の難易度の高い会計処理といった経営に重要な影響を及ぼす業務を行う際には、重要なリスクを洗い出して、評価及び分析をした上で、リスク回避・リスク軽減策を策定する等、業務担当部門だけでなく取締役会においても十分に議論して判断することといたします。

・内部監査部門によるモニタリング結果の定例報告

月に1回開催される定時取締役会に、今回定めた再発防止策の整備、運用状況や、その他重大事案に繋がりにかぬないリスクの有無等、内部監査部門がモニタリングを行った結果を報告し、取締役会が現場の状況を把握しやすい体制を整えます。経営からも適宜意見や牽制を行うことで、経営と現場での双方向型のコミュニケーションを増やし、ガバナンス体制のより一層の強化を図ってまいります。

II. ガバナンス委員会の機能強化

当社では取締役会の諮問機関として、社内委員と弁護士で構成されるガバナンス委員会を設置しております。前項のとおり、今後取締役会において、経営に重大な影響を及ぼす業務を開始または改定する際等には、リスクマネジメントの観点から十分な議論がなされ、コーポレートガバナンスの継続的な充実を図れているかについて、ガバナンス委員会で協議し提言を行ってまいります。

(2) 連結子会社の株式会社保険市場における不備

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を十分に認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、以下の再発防止策を講じて適正な内部統制の整備・運用を図ってまいります。

(再発防止策)

① 収益認識の会計処理判断に必要な十分な情報が、経理部門に適時適切に共有される仕組みの整備
顧客との契約内容や状況変化時の事前相談ルール整備、売上計上の根拠証拠の見直し等、収益認識の会計処理判断に必要な十分な情報が事業部門から経理部門に適時適切に共有される仕組みを整備いたします。

② 売掛金の回収管理と延滞債権管理の強化

売掛金の回収管理と延滞債権管理を通じて、実態と会計処理の乖離を早期に発見できるよう検証体制を強化いたします。

4. 連結財務諸表等に与える影響

当該開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、全て連結財務諸表に反映されております。

5. 連結財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以 上